

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2022年1月14日
【会社名】	株式会社 J T C
【英訳名】	J T C I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 具 哲謨
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番1号
【電話番号】	092-260-8364 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松元 篤男
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番1号
【電話番号】	092-260-8364 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松元 篤男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (第2回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債) 580,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第2回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債）
（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社 J T C 第2回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債（以下、当該新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式
券面総額又は振替社債の総額（円）	金580,000,000円
各社債の金額（円）	金20,000,000円
発行価額の総額（円）	金580,000,000円
発行価格（円）	本社債の金額100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率（％）	本社債発行日から償還期前日まで各社債券面総額に対し、表面金利は年0.0％、満期保証収益率は四半期単位年複利1.0％とする。
利払日	本新株予約権付社債は表面利率が年0.0％のため該当なし。
利息支払の方法	本新株予約権付社債は表面利率が年0.0％のため該当なし。
償還期限	2027年1月30日（償還期日が営業日（祝日でない日）として、ソウル及び東京において銀行が日常的な業務を行う日を指す。ただし一部の銀行や銀行の一部の店舗のみが営業している日は除く。以下同じ）でない場合には、その翌日に返済することにし元金償還期日以降の利息は計算しないこととする。）
償還の方法	<p>1 満期まで保有する本新株予約権付社債の元金に対しては2027年1月30日に券面金額の満期保証収益率105.1177％に該当する金額を一括償還する。ただし、償還期日が営業日でない場合には、その翌日に返済することにし、元金償還期日以降の利息は計算しないこととする。</p> <p>2 早期償還請求権（Put Option）の関連事項 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行日から24ヶ月になる2024年1月30日及び以降毎3ヶ月に該当する日に本新株予約権付社債の全部又は一部についてその券面金額及びこれに対して早期償還利回りが適用された本項第1号の早期償還請求金額を満期前に早期償還することを請求できる。ただし、早期償還支払日が営業日でない場合には、その翌営業日に返済し早期償還支払日以降の利息は計算しないこととする。</p> <p>(1) 早期償還請求金額：</p> <p>2024年 1月30日：券面額の102.0148％ 2024年 4月30日：券面額の102.2698％ 2024年 7月30日：券面額の102.5255％ 2024年 10月30日：券面額の102.7818％ 2025年 1月30日：券面額の103.0388％ 2025年 4月30日：券面額の103.2963％ 2025年 7月30日：券面額の103.5546％ 2025年 10月30日：券面額の103.8134％ 2026年 1月30日：券面額の104.0730％ 2026年 4月30日：券面額の104.3332％ 2026年 7月30日：券面額の104.5940％ 2026年 10月30日：券面額の104.8554％</p> <p>(2) 早期償還請求場所：株式会社 J T C 本店 (3) 早期償還支払い場所：株式会社三井住友銀行 福岡支店</p>

	<p>(4) 早期償還請求期間：社債権者は、早期償還日の40日前から25日前までの間に当社に書面通知をもって早期償還請求をしなければならない。ただし、早期償還請求期間の終了日が営業日でない場合には、その次の営業日までとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">早期償還請求期間</th> <th rowspan="2">早期償還日</th> <th rowspan="2">早期償還率</th> </tr> <tr> <th>FROM</th> <th>TO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次</td> <td>2023-12-21</td> <td>2024-01-05</td> <td>2024-01-30</td> <td>102.0148</td> </tr> <tr> <td>2次</td> <td>2024-03-21</td> <td>2024-04-05</td> <td>2024-04-30</td> <td>102.2698</td> </tr> <tr> <td>3次</td> <td>2024-06-20</td> <td>2024-07-05</td> <td>2024-07-30</td> <td>102.5255</td> </tr> <tr> <td>4次</td> <td>2024-09-20</td> <td>2024-10-05</td> <td>2024-10-30</td> <td>102.7818</td> </tr> <tr> <td>5次</td> <td>2024-12-21</td> <td>2025-01-05</td> <td>2025-01-30</td> <td>103.0388</td> </tr> <tr> <td>6次</td> <td>2025-03-21</td> <td>2025-04-05</td> <td>2025-04-30</td> <td>103.2963</td> </tr> <tr> <td>7次</td> <td>2025-06-20</td> <td>2025-07-05</td> <td>2025-07-30</td> <td>103.5546</td> </tr> <tr> <td>8次</td> <td>2025-09-20</td> <td>2025-10-05</td> <td>2025-10-30</td> <td>103.8134</td> </tr> <tr> <td>9次</td> <td>2025-12-21</td> <td>2026-01-05</td> <td>2026-01-30</td> <td>104.0730</td> </tr> <tr> <td>10次</td> <td>2026-03-21</td> <td>2026-04-05</td> <td>2026-04-30</td> <td>104.3332</td> </tr> <tr> <td>11次</td> <td>2026-06-20</td> <td>2026-07-05</td> <td>2026-07-30</td> <td>104.5940</td> </tr> <tr> <td>12次</td> <td>2026-09-20</td> <td>2026-10-05</td> <td>2026-10-30</td> <td>104.8554</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 早期償還請求の手続き：早期償還請求権を行使しようとする社債権者は社債権者であることを証明する書類（社債証券等）と早期償還請求内訳書（早期償還請求金額、社債権者内訳及び償還関連決済銀行等）を一緒に早期償還請求場所へ提出する。</p>	区分	早期償還請求期間		早期償還日	早期償還率	FROM	TO	1次	2023-12-21	2024-01-05	2024-01-30	102.0148	2次	2024-03-21	2024-04-05	2024-04-30	102.2698	3次	2024-06-20	2024-07-05	2024-07-30	102.5255	4次	2024-09-20	2024-10-05	2024-10-30	102.7818	5次	2024-12-21	2025-01-05	2025-01-30	103.0388	6次	2025-03-21	2025-04-05	2025-04-30	103.2963	7次	2025-06-20	2025-07-05	2025-07-30	103.5546	8次	2025-09-20	2025-10-05	2025-10-30	103.8134	9次	2025-12-21	2026-01-05	2026-01-30	104.0730	10次	2026-03-21	2026-04-05	2026-04-30	104.3332	11次	2026-06-20	2026-07-05	2026-07-30	104.5940	12次	2026-09-20	2026-10-05	2026-10-30	104.8554
区分	早期償還請求期間		早期償還日	早期償還率																																																																
	FROM	TO																																																																		
1次	2023-12-21	2024-01-05	2024-01-30	102.0148																																																																
2次	2024-03-21	2024-04-05	2024-04-30	102.2698																																																																
3次	2024-06-20	2024-07-05	2024-07-30	102.5255																																																																
4次	2024-09-20	2024-10-05	2024-10-30	102.7818																																																																
5次	2024-12-21	2025-01-05	2025-01-30	103.0388																																																																
6次	2025-03-21	2025-04-05	2025-04-30	103.2963																																																																
7次	2025-06-20	2025-07-05	2025-07-30	103.5546																																																																
8次	2025-09-20	2025-10-05	2025-10-30	103.8134																																																																
9次	2025-12-21	2026-01-05	2026-01-30	104.0730																																																																
10次	2026-03-21	2026-04-05	2026-04-30	104.3332																																																																
11次	2026-06-20	2026-07-05	2026-07-30	104.5940																																																																
12次	2026-09-20	2026-10-05	2026-10-30	104.8554																																																																
募集の方法	<p>当社は、以下の引受人との間で締結する引受契約書（以下「引受契約」という。）に定める条件と内容に応じて本新株予約権付社債を発行し、これを引受人に下記のように割り当て、引受人はその金額を納入することにより引き受けることとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>引受人</th> <th>引受金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マントミビルディング株式会社</td> <td>金500,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社dodo</td> <td>金80,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>金580,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	引受人	引受金額	マントミビルディング株式会社	金500,000,000円	株式会社dodo	金80,000,000円	合計	金580,000,000円																																																											
引受人	引受金額																																																																			
マントミビルディング株式会社	金500,000,000円																																																																			
株式会社dodo	金80,000,000円																																																																			
合計	金580,000,000円																																																																			
申込証拠金（円）	該当事項なし																																																																			
申込期間	2022年1月31日（月）																																																																			
申込取扱場所	株式会社 J T C 人事総務部 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番1号																																																																			
払込期日	2022年1月31日（月）																																																																			
振替機関	該当事項なし																																																																			
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。																																																																			
財務上の特約 （担保提供制限）	該当事項なし																																																																			
財務上の特約 （その他の条項）	該当事項なし																																																																			

(注) 1 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社の期限利益の当然喪失事由

当社に対して次の項目に該当する事由が発生した場合、当社は別途の催告、通知無しでもすぐに本新株予約権付社債に関する期限の利益を喪失することになり、本新株予約権付社債の未償還元金（券面金額）と、別記「償還の方法」欄に定める早期償還日のうち、当該償還日以前（当該償還日を含む。）の最も遅い早期償還日に対応する早期償還収益率（2024-01-30以前の場合は、102.0148%）を適用し発生した利息

全額を合算した金額を期限利益が喪失された日から5営業日以内の日を償還日として社債権者へ支払わなければならない。

ア. 当社が破産手続開始、会社更生手続(日本における民事再生手続を含む。)開始申請若しくはこれに同意した場合、又は当社に破産宣告、会社更生手続(日本における民事再生手続を含む。)開始若しくは開始が決定された場合

イ. 当社に存続期間の満了など定款で定めた解散事由の発生、裁判所の解散命令又は解散判決、株主総会の解散決議(合併の場合を除く。)がある場合

ウ. 当社が事業を廃止した場合

エ. 当社に手形交換所の取引停止処分がある場合、並びに債務不履行名簿記載申請がある場合など、当社が支払不能又は支給停止の状態に達したものと認められる場合

(2) 当社の期限利益喪失の原因事由

当社について、次の各項目に該当する事由が発生した場合、残存する本新株予約権付社債の総額の過半を保有する社債権者は、直ちに本新株予約権付社債の全部又は一部に対して、期限の利益を喪失させ、当社にその未償還元金の全部又は一部と、その時まで発生した別記「償還の方法」欄に定める早期償還日のうち、当該償還日以前(当該償還日を含む。)の最も遅い早期償還日に対応する早期償還収益率(2024-01-30以前の場合は、102.0148%)を適用して発生した利息全額を合算した金額の支払いを請求できる。

ア. 当社が故意又は重過失により引受契約で定めた義務に違反(軽微な違反を除く。)した場合。ただし、社債権者が当社に当該違反を通知した時点から10営業日以内に解消又は治癒された場合を除く。

イ. 本新株予約権付社債の元金の一部又は全部を償還しなければならない義務又は期限が到来した利息の支払い義務を履行せず、5日以内にその支払が完了されない場合

ウ. 監督官庁から当社の重要な事業に対する営業停止又は許認可の取消しがあった場合(ただし、監督機関の行政処分などにより引き起こされる一時的な営業停止は除く。)

エ. 本新株予約権付社債以外の当社の借入金債務のうち、支給期日が到来した元利金の支払いが行われない場合、又は債務不履行等により期限利益の喪失事由が発生した場合、並びに当該債務に関する担保権が実行された場合。ただし、当該債務の合計額が1.5億円を超えない場合は、この限りではない。

オ. 当社の資産に差し押さえ命令が決定された場合、又は任意競売が開始された場合

カ. 当社の財産の全部又は最近事業年度末を基準として総資産の10%以上に相当する資産に仮差押又は仮処分が宣告され、90日以内にキャンセルされていない場合

キ. 当社の役職員が横領、背任、虚偽の支出、加工支出、過剰支出などの逃れ行為や不法行為で当社に財産上の重大な損失をもたらした場合、又は刑事処罰を受けた場合

ク. 引受契約第7条「発行会社の表明保証」及びその他引受契約で定めた、当社が当事者である契約書において当社の確認事項の全部又は一部が、同確認時点で重要な点において虚偽であることが判明された場合

ケ. 当社について経営権譲渡などその他会社組織の根本的な変更がある場合。ただし、残存する本新株予約権付社債の総額の過半を保有する社債権者の書面による事前同意がある場合は例外とする。

コ. 引受契約第10条による特約事項を履行しなかった場合

(3) 当社が本項(1)号乃至(2)号に基づいて、本新株予約権付社債に関する期限の利益を喪失することにより支払わなければならない元利金を期限内に支払わない場合には、その支給期日の翌日から実際支給日まで下記注8「延滞利息」の利率を適用した延滞利息を加算する。

(4) 当社は、特定の期限の利益喪失事由及び期限利益喪失の原因事由(又は通知書の引渡し及び/又は時間の経過及び/又は確認書発給過程と一緒に同期限の利益喪失事由又は期限の利益喪失の原因事由を構成する諸条件、事態又は行為)の発生事実を認知次第、直ちに関連内容を引受人又は社債権者宛てに書面通知しなければならない。

2 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、日本会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

3 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債の社債権者に対する通知は、書面の方法によりこれを行う。

4 社債権者集会に関する事項

(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、社債権者及び本新株予約権付社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。以下同じ。)の社債の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を社債権者に公告又は通知する。

(2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は福岡県にて行う。

(3) 本新株予約権付社債の総額及び本新株予約権付社債と同一の種類(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本新株予約権付社債又は本新株予約権付社債と同一の種類(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本新株予約権付社債又は本新株予約権付社債と同一の種類(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 社債権者集会のための一切の費用は、当社が負担する。

5 元利金支払事務取扱場所 (元利金支払場所)

株式会社三井住友銀行 福岡支店

6 新株予約権付社債の券種と枚数

社債券を発行し、金20,000,000円券29枚とする。

7 社債の分割及び併合禁止

本社債の社債券は発行日から1年以内にはその分割及び併合を認めないものとする。

8 延滞利息

当社が別記「利率」欄又は別記「償還の方法」欄に基づき、各期日に元金又は利息を支払わない場合には、同元利金に対して延滞利息を支給する。この場合、延滞利息は年利10%の利率とする。延滞利息は1年を365日とし、1日単位で日割り計算する。

9 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使時に交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の市場株価を基準として修正されることがあり、当社の市場株価の下落により、交付される当社普通株式の数は増加する場合がある。</p> <p>2 転換価額の修正基準 本新株予約権付社債の転換価額は、同社債の発行後3ヶ月経過毎に到来する転換価額調整日に調整され、各転換価額調整日前日を起算日としてその起算日からさかのぼって算定した1ヶ月の加重算術平均株価、1週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価のうち、高い価額が該調整日の直前日現在の転換価額より低い場合、かかる低い価額を新しい転換価額とする。ただし、発行当時の転換価額(所定の調整に服する。)の70%に相当する価額を下限とする。</p> <p>また、上記の1ヶ月の加重算術平均株価、1週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価のうち、高い価額が該調整日の直前日現在の転換価額より高い場合、かかる高い価額を新しい転換価額とする。ただし、発行当時の転換価額(所定の調整に服する。)を超えないものとする。</p> <p>3 転換価額の修正頻度 本欄第2項に従い修正される。</p> <p>4 転換価額の下限等 本欄第2項に記載のとおりである。</p> <p>5 交付株式数の上限 2,213,740株(2021年8月31日現在の発行済株式総数に対する割合は6.32%)</p> <p>6 資金調達額の下限 580,000,000円</p> <p>7 提出会社の決定による繰上償還条項等 下記の注8「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載の通り、当社は割当予定先との間で売渡請求権(Call Option)等の行使に関する協約を締結する予定である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(単元株制度は採用していない。) 完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない株式</p>

新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の券面金額の合算額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で割った株式数の100%とし、1株未満の端数はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額 転換価額 当初転換価額は、金373円 転換価額の調整及び修正</p> <p>ア．本新株予約権付社債券を所有している者が行使請求をする前に、当社が時価を下回る発行価格で無償増資、株式配当及び準備金の資本転入などを行って株式を発行する場合には、下記のように転換価額を調整することとする。本による転換価額の調整日は無償増資、株式配当、準備金の資本転入などによる新株発行日とする。</p> $\text{調整後の転換価額} = \text{調整前の転換価額} \times \left[\frac{A + (B \times C / D)}{A + B} \right]$ <p>A：発行済株式数 B：新発行株式数 C：1株当たり発行価格 D：時価</p> <p>ただし、上記の算式の中「発行済株式数」は当該調整事由が発生する直前日現在の発行済株式総数とする。また、上記の算式中「1株当たり発行価格」は、株式分割、無償増資、株式配当の場合にはゼロ(0)にし、上記の算式の「時価」は、発行価格の算定の基準になる基準株価（又は調整事由発生前日を起算日として計算した基準株価）にする。また、当社が本社債の転換価額を下回る発行価格で有償増資又は株式関連社債（転換社債、新株予約権付社債及びその他の株式に転換することのできる種類の社債）を発行する場合には、転換価額はその下回る発行価格に調整する。</p> <p>イ．合併、資本金の額の減少、株式の分割及び併合などにより転換価額の調整が必要な場合には、当該事由発生直前に本新株予約権が行使され全て株式に転換されたら社債権者が持つことのできた株式数に応じた価値に見合うべく転換価額を調整する。当社がこのような措置を怠ったことにより転換社債権者が損害を被った場合、当社はその損害を賠償しなければならない。また、当社は、社債権者の権利に不利な影響を及ぼすやり方での合併、分割及び事業の譲受け又は譲渡をしてはならないし、継続して上場を維持する義務を負担する。</p> <p>ウ．当社普通株式の減資及び株式併合など株式価値の上昇事由が発生する場合、減資及び株式併合等による調整割合分だけ上方修正し反映する条件で転換価額を調整する。ただし、減資及び株式併合等のための株主総会決議日の前日を起算日とし、「証券の発行及び公示などに関する規定」第5 - 22条第1項本文の規定による算定（第3号は除く。）した価額（以下「算定価額」という。）が額面額未満でありながら、起算日前に転換価額を額面額に既に調整した場合（転換価額を額面額未満に調整できる場合は除く。）には、調整後の転換価額は算定価額を基準に減資及び株式併合等による調整割合分だけ上方修正した価額以上の価額に調整する。</p>

	<p>エ．上記のア乃至ウとは別に、本新株予約権付社債の発行後、毎3ヶ月が経過した日（2022年4月30日、2022年7月30日、2022年10月30日、2023年1月30日、2023年4月30日、2023年7月30日、2023年10月30日、2024年1月30日、2024年4月30日、2024年7月30日、2024年10月30日、2025年1月30日、2025年4月30日、2025年7月30日、2025年10月30日、2026年1月30日、2026年4月30日、2026年7月30日、2026年10月30日）を転換価額調整日とし、各転換価額調整日前日を起算日としてその起算日からさかのぼって算定した1ヶ月の加重算術平均株価、1週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価のうち、高い価額が該調整日の直前日現在の転換価額より低い場合、かかる低い価額を新しい転換価額とする。ただし、上記のように算出された転換価額が発行当時の転換価額（転換価額調整日の前に、上記のア乃至ウに従って新株割引発行等又は減資等の事由により転換価額を既に調整していた場合には、これを勘案して算定した価額）の70%を下回る場合には、発行当時の転換価額の70%に相当する価額を新しい転換価額とする。</p> <p>オ．上記エに基づく転換価額の下方修正が起こった後、毎3ヶ月が経過した日を上方転換価額調整日とし、各転換価額調整日前日を起算日としてその起算日からさかのぼって算定した1ヶ月の加重算術平均株価、1週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価の内、高い価額が該調整日の直前日現在の転換価額より高い場合、かかる高い価額を新しい転換価額とする。ただし、上記のように算出された転換価額が発行当時の転換価額（上方転換価額調整日の前に、上記のア乃至ウに従って新株割引発行等または減資等の事由により転換価額を既に調整していた場合には、これを勘案して算定した価額）を超えないものとする。</p> <p>カ．本による調整及び修正による転換価額の算出については、上記ア乃至オに基づき算出された価額のウォン単位未満は切り上げた上で、起算日（上記アについては調整事由発生前日とし、上記イについては事由発生直前の日とする。）当日のソウル外国為替仲介（株）の為替レートを適用して円換算した価額（円単位未満は切り上げる。）とする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金580,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整又は修正された場合は調整後又は修正後の転換価額）とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 ア．本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 イ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記ア記載の資本金等増加限度額から上記アに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権付社債発行後、1年が経過した日（2023年1月31日）から満期日1ヶ月前（2026年12月30日）までとするが、行使請求期間の末日が営業日でない場合は前営業日までとする。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>ア．満期日1ヶ月前までに本新株予約権付社債が早期償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降 イ．当社が本新株予約権付社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社 J T C 人事総務部 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番1号</p>

	<p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 本新株予約権は、月2回を限度とし、最小金額20,000,000円以上、20,000,000円単位で行使ができる。ただし、本欄の条件は月2回の限度内で本新株予約権の最終行使時など、当社との事前協議を通じて本新株予約権行使額の調整ができる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし なお、本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし ただし、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

本社債に付された本新株予約権の数は、本社債の額面金額20,000,000円につき1個とし、合計29個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

所定の行使請求書2通に行使しようとする新株予約権の範囲、行使請求年月日など必要な事項を記入押印して社債権者であることを証明する書類と一緒に行使請求場所に提出して請求する。社債券に付された新株予約権の一部については行使請求できない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄の行使請求場所にて行使請求をし、関連書類一切を提出した際に効力が発生する。本新株予約権の行使により交付された株式は、行使請求日に発行されたものとみなす。

4 株式の交付方法及び交付場所

行使請求により発行される株式は韓国預託決済院に預託発行されるため、その株券は交付しない。ただし、本新株予約権の行使により発行される株式は、名義書換代理人と協議して行使請求日から25営業日以内に追加上場を完了しなければならない。ただし、名義書換代理人、本新株予約権行使請求人、当社間の合意による場合は例外とする。

5 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

6 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

取引銀行からの借入や新株式の発行といった複数の資金調達方法を検討した上で、当社財務状況及び足元の市場環境、既存株主への配慮等を総合的に勘案し、必要資金の調達コスト低減及び調達手段の多様化を実現するとともに、財務基盤の一層の強化を図っていくため、金利コストの低減や必要額の調達といった点等の実現が可能な行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行が、現時点において最善の手法であると判断した。

なお、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになり、また、転換価額の下修正条項が付されているため、転換価額の修正が行われた場合には本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数が増加することになるが、かかる修正による転換価額には下限が設定されており、また本新株予約権付社債の発行日から1年になる日以降一定期間は当社への売渡請求権も付されていることから、希薄化の抑制が可能であると判断した。

7 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項なし。

8 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社が引受人兼社債権者と締結する売渡請求権 (Call Option) 等の行使に関する協約において、当社及び当社が指定する者 (以下「買主」という。) は2022年1月31日以降本新株予約権付社債の発行日から1年になる日 (2023年1月30日) から本新株予約権付社債の発行日から1年11ヶ月になる日 (2023年12月30日) まで1ヶ月ごとに到来する支払期日 (即ち、最後の売渡請求権の行使は本新株予約権付社債の発行日以降23ヶ月になる日) に該当する日に社債権者が保有している本新株予約権付社債の一部を買主に売渡すよう請求でき、社債権者は上記の請求に従い保有している本新株予約権付社債を買主に売渡さなければならない旨を合意する。ただし、買主はそれぞれの社債権者に対して各社債権者が保有している本新株予約権付社債の発行価額の30%を超過して売渡請求権を行使することはできない。また、当社が本社債の期限の利益を喪失した場合を除き、社債権者は上記協約に基づく当社の売渡請求権の行使を保障するために、同売渡請求権の最終の請求期間の終了日 (2023年12月30日) まで引受契約に基づく発行当時の引受金額の30%に該当する本新株予約権付社債を未転換の状態でも保有しなければならない旨を合意する。

- 9 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし。
- 10 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし。
- 11 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
58,000万円	2,000万円	56,000万円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 発行諸費用は、主に、ファイナンシャルアドバイザーその他アドバイザー費用（約1,200万円）、新株予約権付社債評価費用（約600万円）、反社会的勢力調査費用（約100万円）、登録免許税及びその他事務費用（印刷事務費用等）等からなります。

(2)【手取金の使途】

当社は、2021年3月に三井住友銀行をアレンジャーとする金融機関5行からのコミットメント型シンジケート・ローンの契約により21億円の資金調達の枠を確保し、また、同年6月に第1回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債の発行により約14億円の資金調達を行いました。当該社債の調達資金については、長引く新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大及びそれに伴う渡航制限の影響により、当社店舗が14店舗休店することになったことに伴って生じていた、営業キャッシュフローの赤字を補う運転資金として費消しております。コミットメント型シンジケート・ローンにつきましては、渡航制限が緩和したときの商品の仕入資金として活用する計画であります。

各国の自由な移動については、With COVID-19を見据えた各国の対応方針の下に徐々に再開に向けて見通しが明るくなりつつあったものの、新型オミクロン株の出現により、再び極めて厳しい状況が続くものと予想されます。かかる場合には、当社の厳しい経営状態が長期化することが予想され、早期に持続的な経営の安定化並びに手元資金の充実を含めた財政状態を改善するための資金が必要であることから、迅速かつ機動的な資金の確保が必要であると判断いたしました。

今般、当社グループでは、その運転資金を調達するために当社グループの韓国子会社である株式会社ケイボックスが所有権を一部保有していた遊休資産（所在地：韓国済州特別自治道済州市）を売却を進めておりますが、かかる売却のためには当該資産の所有権未保有部分を取得する必要があり、当該取得費用約6億円を支出することを2021年12月15日付の取締役会において決議しております。その後、2022年1月3日付で当該遊休資産の所有権の全てを取得しております。当該取得資産を売却するまでの期間、必要となる取得費用と同額程度の資金を補充して当面の資金繰りの安定化を図る予定であり、また、当該資産を売却することができた場合には一定期間の更なる運転資金を確保することが可能となります。

かかる背景から、上記の資産取得費用を支出することで減少することが見込まれる手元資金を充実させ、持続的な経営の安定化及び財政状態を改善するため、本新株予約権付社債を発行し、その差引手取概算額56,000万円を2022年6月までに運転資金（人件費に約9,000万円、賃料に約30,000万円、その他諸経費に約5,000万円、及び金融機関への返済原資に約12,000万円）に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

マントミビルディング株式会社

名称	マントミビルディング株式会社
本店の所在地	東京都中央区銀座6-4-8
代表者の役職及び氏名	代表取締役 大山 成哉
資本金	3,000万円
事業の内容	不動産の賃貸、管理、駐車場の経営他
主たる出資者及びその出資比率	株式会社マントミ・アセット・マネージメント 100%

(2021年12月20日現在)

株式会社dodo

名称	株式会社dodo
本店の所在地	福岡県福岡市博多区東那珂3-3-37
代表者の役職及び氏名	代表取締役 金 相鎬
資本金	2,000万円
事業の内容	物品の製造、販売、通信販売及び輸出入他
主たる出資者及びその出資比率	三井秋恵 100%

(2021年12月20日現在)

b. 提出者と割当予定先との関係

マントミビルディング株式会社

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	マントミビルディング株式会社を貸主として、当社店舗不動産の賃貸借契約を締結しております。

株式会社dodo

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大による渡航制限がかかる中、継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるために財務体質、経営基盤の強化を図っていくことが社会的責任と認識しております。これを実行するために、前述の資金ニーズ（運転資金、金融機関への返済）を満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるため、金融機関からの間接金融による資金調達を進めてまいりましたが、金利や手数料等の費用負担が発生するとともに、財務健全性の低下が見込まれることから、間接金融による資金調達だけでなく直接金融による資金調達が検討してまいりました。そのような中で、直接金融による資金調達手段としては、既に当社として発行実績のあった新株予約権付社債（2021年6月30日発行の株式会社JTC第1回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債）と同様のストラクチャーで第三者割当を実施することが、迅速な資金調達の観点や、株式発行とは異なり即時の希薄化を生ぜず、既存株主様の株式価値の希薄化への配慮ができるという観点、普通社債発行とは異なり割当予定先にとっても株価上昇の際のアップサイドを得ることができるという観点から、望ましいものと考えました。

当社の事業内容及び事業方針をご理解いただき、また既存株主様の株式価値の希薄化への配慮から転換社債型新株予約権付社債を引き受けていただけるか、さらに反社会的勢力との関わりが一切ないかなどを確認できるかという基準で割当予定先を検討してまいりました。

本スキームの割当予定先であるマントミビルディング株式会社（所在地：東京都中央区銀座6-4-8）は、当社が資金調達を検討している段階で、当社代表取締役である具哲謨（以下「当社代表」という。）と同社代表取締役である大山成哉氏が2021年10月下旬に面談し、当社より第三者割当による新株予約権付社債の引受の可能性を打診したところ、当社が資金調達を検討するのであれば、純投資を目的に引き受けを検討したいとの申し出を承りました。同社は、当社店舗不動産の定期賃貸借契約における賃貸人であり、当社の資金需要及び資金調達の時期、当社の状況をご理解いただけたことから、割当予定先として選定いたしました。

また、株式会社dodo（所在地：福岡県福岡市博多区東那珂3-3-37）は、株式会社dodoの代表取締役の金相鎬氏とは同氏が代表を務める他の会社を通して従前より取引関係にあったことから、当社が資金調達を検討している段階で、当社代表が金相鎬氏と2021年11月中旬に面談し、当社より第三者割当による新株予約権付社債の引受の可能性を打診したところ、当社が資金調達を検討するのであれば、純投資を目的に引き受けを検討したいとの申し出を承りました。同社には、当社の資金需要及び資金調達の時期、当社の状況をご理解頂いており、また、同社代表取締役の金相鎬氏及び同氏が代表を務める会社とは今後の当社取扱商品の取引先として長期的な取引が見込まれることから、当社の長期的な資金調達にとって望ましい先と考え、当社にて割当予定先として選定いたしました。

当社としましては、両社との独立性を尊重しつつも事業改善や成長戦略を実行しつつ、企業価値の向上のためにご支援頂く観点から、両社が本新株予約権付社債の割当予定先として適していると判断しております。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債に付された新株予約権の全てが、当初転換価額で行使された場合に各割当予定先に割り当てようとする本新株予約権付社債に付された本新株予約権の目的である株式の総数はそれぞれ以下のとおりであります。

マントミビルディング株式会社	1,340,482株
株式会社dodo	214,477株

なお、上記株数は、本新株予約権付社債が、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債（第2回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債）（短期社債を除く。）（新株予約権付社債に関する事項）「新株予約権の行使時の払込金額」」欄に記載の当初転換価額において全て転換された場合に交付される当社普通株式の数であり、同欄に記載するところにより転換価額が調整又は修正された場合には、これに従い調整又は修正されます。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるマントミビルディング株式会社及び株式会社dodoは長期的に保有する方針であることを、2021年12月中旬頃に、当社管理本部長（松元篤男）がマントミビルディング株式会社の代表者（代表取締役 大山成哉）及び株式会社dodoの代表者（代表取締役 金相鎬）を通じて口頭で確認しております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在について、当社は、マントミビルディング株式会社については、取引銀行が発行する残高証明書（2021年12月20日）を入手し、本新株予約権付社債の発行価額の払込みに足る金額であることを確認するとともに、同社の直近の決算書を確認することで、当社が本新株予約権付社債の発行価額の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。株式会社dodoについては、取引銀行が発行する残高証明書（2021年12月21日）及び同社の直近の決算書を入手し、本新株予約権付社債の発行価額の払込みに足る金額であることを確認し、資金に問題がないことを確認しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先のうち、マントミビルディング株式会社につきましては、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー＆リサーチ（東京都港区赤坂2-16-6、代表取締役羽田寿次）にマントミビルディング株式会社、同社の役員並びに主要株主について調査を依頼しました。そして、訴訟記録を含む公的情報とメディアの検証等による調査を行った結果、2021年12月21日、割当予定先、当該割当予定先の役員並びに主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の確認書を受領いたしました。また、株式会社dodoにつきまして、同じく株式会社セキュリティー＆リサーチ（所在地：東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役：羽田寿次）に株式会社dodo、同社の役員並びに主要株主について調査を依頼しました。そして、訴訟記録を含む公的情報とメディアの検証等による調査を行った結果、2021年12月21日、割当予定先、当該割当予定先の役員並びに主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の確認書を受領いたしました。

以上のことから、当社は割当予定先、当該割当予定先の役員並びに主要株主が反社会的勢力等と一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

引受人は、引き受けた本新株予約権付社債を社債償還期日の前に発行会社の同意なしに第三者に譲渡、担保提供その他の処分(以下「転売」という。)することができます。ただし、発行後1年以内には50人以上の者に転売してはなりません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権付社債の発行価額の算定に際して公正を期するため、当社から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(所在地:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング30階 代表取締役社長:野口真人)に本新株予約権付社債の価値の算定を依頼し、同社から2022年1月13日付「株式会社 J T C 第2回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債評価報告書」を取得しています。価値算定書の作成にあたっては、本新株予約権付社債の価値に影響を与える諸条件を考慮の上一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションが用いられております。

本新株予約権付社債の発行の条件は、当社と利害関係を有しない割当予定先との真摯な交渉の結果、前記価値算定書の価値算定結果その他の内容、当社の置かれた事業環境ならびに財政状況を総合的に勘案の上なされており、当社は、発行条件等は合理的であり、特に有利なものではないと判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約付社債が当初転換価額373円により全て転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数は1,554,959株(議決権の数1,554,959個)であり、これにより、当社の発行済株式総数35,005,517株(2021年8月31日現在)に対して4.44%、総議決権数35,005,517個(2021年8月31日現在)に対して4.44%の希薄化が生じます。なお、本新株予約権付社債が下限転換価額262円により全て転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数は2,213,740株(議決権の数2,213,740個)であり、これにより、当社の発行済株式総数35,005,517株(2021年8月31日現在)に対して6.32%、総議決権数35,005,517個(2021年8月31日現在)に対して6.32%の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権付社債による資金調達、株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるために財務体質、経営基盤の強化を図り、当社の企業価値の向上を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
具 哲謨	福岡県糟屋郡志免町	20,867	59.61%	20,867	57.08%
株式会社 K U	福岡県糟屋郡志免町別府西 3 丁目13番7-714号	1,440	4.11%	1,440	3.94%
マントミビルディング株式会社	東京都中央区銀座6-4-8	-	-	1,340	3.67%
株式会社dodo	福岡県福岡市博多区東那珂3-3-37	-	-	214	0.59%
Ku Myoung Wan	Pocheon-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	181	0.52%	181	0.50%
ワールド投資株式会社	福岡県大野城市乙金 2 丁目16番28号	178	0.51%	178	0.49%
Kang Chang Gyoon	Haeundae-gu, Busan, Republic of Korea	157	0.45%	157	0.43%
Jang Hyun Young	Haeundae-gu, Busan, Republic of Korea	155	0.44%	155	0.42%
具 光謨	Gwagjin-gu, Seoul, Republic of Korea	136	0.39%	136	0.37%
日王株式会社	大阪府泉佐野市高松東 1 丁目10番37号	122	0.35%	122	0.33%
計	-	23,235	66.38%	24,790	67.81%

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年8月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、本新株予約権付社債が当初転換価額373円により全て転換された場合に交付される当社普通株式1,554,959株を加えた株式数によって算出しております。したがって、実際の割当数とは異なる可能性があります。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権付社債が当初転換価額373円により全て転換された場合に交付される当社普通株式1,554,959株に係る議決権の数1,554,959個を加えた数で除して算出しております。したがって、実際の割当数とは異なる可能性があります。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

5 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先は、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2022年1月14日）までの間において変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2022年1月14日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、「第四部 組込情報」記載の有価証券報告書の提出日（2021年5月28日）以降、本有価証券届出書提出日（2022年1月14日）までの間において、以下の臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

（2021年6月15日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2021年6月15日開催の取締役会において、Hana-History 1号新技術投資組合（以下「引受人」または「社債権者」という）を引受人とする第1回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という）の発行を行うことを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

イ 本新株予約権付社債の銘柄

株式会社 J T C 第1回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ ）発行価額（払込金額）

本社債額面金額の100%（各本社債の額面金額 1億ウォン）

（ ）発行価格（募集価格）

本社債額面金額の100%

（ ）発行価額の総額

金140億ウォン

（ ）券面額の総額

金140億ウォン

（ ）利率

本社債発行日から償還期日前日まで各社債券面総額に対し、表面金利は年0.0%、満期保証収益率は四半期単位年複利1.0%とする。

（ ）償還期限

2026年6月29日（償還期日が営業日（祝日でない日として、ソウル及び東京において銀行が日常的な業務を行う日を指す。ただし一部の銀行や銀行の一部の店舗のみが営業している日は除く。以下同じ）でない場合には、その翌日に返済することにし元金償還期日以降の利息は計算しないこととする。）

（ ）本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株制度は採用していない）

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の券面金額の合算額を下記()記載の転換価額で割った株式数の100%とし、1株未満の単数株はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

() 本新株予約権の総数

本社債に付された本新株予約権の数は、本社債の額面金額 1 億ウォンにつき 1 個とし、合計140個の本新株予約権を発行する。

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとする。

(2) 転換価額は、金6,598ウォン

(3) 転換価額の調整

ア．本新株予約権付社債券を所有している者が行使請求をする前に、当社が時価を下回る発行価格に無償増資、株式配当及び準備金の資本転入などを行って株式を発行する場合には、下記のように転換価額を調整することとする。本(3)による転換価額の調整日は無償増資、株式配当、準備金の資本転入などによる新株発行日とする。

調整後の転換価額 = 調整前の転換価額 × [{ A + (B × C / D) } / (A + B)]

A : 発行済株式数

B : 新発行株式数

C : 1 株当たり発行価格

D : 時価

ただし、上記の算式の中「発行済株式」は当該調整事由が発生する直前日現在の発行株式総数とする。また、上記の算式中「1 株当たり発行価格」は、株式分割、無償増資、株式配当の場合にはゼロ(0)にし、上記の算式の「時価」は、発行価格の算定の基準になる基準株価(または調整事由発生前日を起算日として計算した基準株価)にする。また、当社が本社債の転換価格を下回る発行価格で有償増資または株式関連社債(転換社債、新株引受権付社債およびその他の株式に転換することのできる種類の社債)を発行する場合には、転換価格はその下回る発行価格に調整する。

イ．合併、資本金の額の減少などにより転換価額の調整が必要な場合には、当該事由発生直前に本新株予約権が行使され全て株式に転換されたら社債権者が持つことのできた株式数に応じた価値に見合うべく転換価額を調整する。当社がこのような措置を怠ったことにより転換社債権者が損害を被った場合、当社はその損害を賠償しなければならない。また、当社は、社債権者の権利に不利な影響を及ぼすやり方での合併、分割および事業の譲受けまたは譲渡をしてはならないし、継続し上場を維持する義務を負担する。

ウ．当社普通株式の減資及び株式併合など株式価値の上昇事由が発生する場合、減資及び株式併合等による調整割合分だけ上方修正し反映する条件で転換価額を調整する。ただし、減資及び株式併合等のための株主総会決議日の前日を起算日とし、「証券の発行及び公示などに関する規定」第 5 - 22条第 1 項本文の規定による算定(第 3 号は除く)した価額(以下「算定価額」という)が額面額未満でありながら、起算日前に転換価額を額面額に既に調整した場合(転換価額を額面額未満に調整できる場合は除く)には、調整後の転換価額は算定価額を基準に減資及び株式併合等による調整割合分だけ上方修正した価額以上の価額に調整する。

エ．上記のア乃至ウとは別に、本新株予約権付社債の発行後、毎 3 ヶ月が経過した日(2021年 9 月29日、2021年12月29日、2022年 3 月29日、2022年 6 月29日、2022年 9 月29日、2022年12月29日、2023年 3 月29日、2023年 6 月29日、2023年 9 月29日、2023年12月29日、2024年 3 月29日、2024年 6 月29日、2024年 9 月29日、2024年12月29日、2025年 3 月29日、2025年 6 月29日、2025年 9 月29日、2025年12月29日、2026年 3 月29日)を転換価額調整日とし、各転換価額調整日前日を起算日としてその起算日からさかのぼって算定した 1 ヶ月の加重算術平均株価、1 週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価の内、高い価額が該当調整日の直前日現在の転換価額より低い場合、同低い価額を新しい転換価額とする。ただし、上記のように算出された転換価額が発行当時の転換価額(調整日の前、上記のア乃至ウに従って新株割引等または減資等の事由により転換価額を既に下方または上方修正した場合には、これを勘案して算定した価額)の70%を下回る場合には、発行当時の転換価額の70%に相当する価額を新しい転換価額とする。

オ．本(3)による調整後、転換価額のウォン単位未満は切り上げる。

() 本新株予約権の行使期間

本新株予約権付社債発行後、1 年が経過した日(2022年 6 月30日)から満期日 1 ヶ月前(2026年 5 月29日)までとするが、行使請求期間の末日が営業日でない場合は前営業日にする。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

ア．満期日 1 ヶ月前以前に本新株予約権付社債が早期償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

イ．当社が本新株予約権付社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

(xi) 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、月2回を限度とし、最小金額10億ウォン以上、1億ウォン単位で行使ができる。但し、本(xi)の条件は月2回限度内で本新株予約権の最終行使時など、当社との事前協議を通じて本新株予約権行使額の調整ができる。

- (x) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
- ア. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、日本の会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記ア記載の資本金等増加限度額から上記アに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (x) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨
- 該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (x) 本新株予約権の譲渡に関する事項
- 該当事項なし。

八 発行方法

当社は、以下の引受人との間で締結する引受契約書に定める条件と内容に応じて本新株予約権付社債を発行し、これを引受人に下記のように割り当て、引受人はその金額を納入することにより引き受けることとする。

引受人	引受金額
Hana-Hisstory 1号新技術投資組合	金140億ウォン
合計	金140億ウォン

二 引受人の名称に準ずる事項

Hana-Hisstory 1号新技術投資組合

ホ 募集を行う地域に準ずる事項

韓国

へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

- () 手取金の総額
- (1) 払込総額
140億ウォン
- (2) 発行諸費用の概算額
0億ウォン
- (3) 差引手取概算額
140億ウォン
- () 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
運転資金として、手取り金金額を2021年7月から12月まで順次支出予定

ト 新規発行年月日

2021年6月30日

チ 上場金融商品取引所の名称

該当事項なし。

リ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

() 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使時に交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の市場株価を基準として修正されることがあり、当社の市場株価の下落により、交付される当社普通株式の数は増加する場合がある。本新株予約権付社債の転換価額は、同社債の発行後3ヶ月経過毎に到来する転換価額調整日に調整され、各転換価額調整日前日を起算日としてその起算日からさかのぼって算定した1ヶ月の加重算術平均株価、1週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価の内、高い価額が該当調整日の直前日現在の転換価額より低い場合、同低い価額を新しい転換価額とする。ただし、発行当時の転換価額の70%に相当する価額を下限とする。

() 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

取引銀行からの借入や新株式の発行といった複数の資金調達方法を検討した上で、当社財務状況及び足元の市場環境、既存株主への配慮等を総合的に勘案し、必要資金の調達コスト低減及び調達手段の多様化を実現するとともに、財務基盤の一層の強化を図っていくため、金利コストの低減や必要額の調達といった点等の実現が可能な行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行が、現時点において最善の手法であると判断した。

なお、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになり、また、転換価額の下修正条項が付されているため、転換価額の修正が行われた場合には本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数が増加することになるが、かかる修正による転換価額には下限が設定されており、また本新株予約権付社債の発行日から1年になる日以降一定期間は当社への売渡請求権も付されていることから、希薄化の抑制が可能であると判断した。

() 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
該当事項なし。

() 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての割当予定先と当社との間の取決めの内容

当社が引受人兼社債権者と締結する売渡請求権（Call Option）等の行使に関する協約において、当社及び当社が指定する者（以下「買主」という）は2021年6月30日以降本新株予約権付社債の発行日から1年になる日（2022年6月29日）から本新株予約権付社債の発行日から1年11ヶ月になる日（2023年5月29日）まで1ヶ月ごとに到来する支払期日（即ち、最後の売渡請求権の行使は本新株予約権付社債の発行日以降23ヶ月になる日）に該当する日（以下「売買代金支払期日」という）に社債権者が保有している本新株予約権付社債の一部を買主に売渡すよう請求でき、社債権者は上記の請求に従い保有している本新株予約権付社債を買主に売渡さなければならない旨を合意する。ただし、買主はそれぞれの社債権者に対して各社債権者が保有している本新株予約権付社債の発行価額の30%を超過して売渡請求権を行使することは出来ない。また、当社が本社債の期限の利益を喪失した場合を除き、社債権者は上記協約に基づく当社の売渡請求権の行使を保障するために、同売渡請求権の最終の請求期間の終了日（2023年5月29日）まで引受契約に基づく発行当時の引受金額の30%に該当する本新株予約権付社債を未転換の状態でも保有しなければならない旨を合意する。

() 当社の株券の売買に関する事項についての割当予定先と当社との間の取決めの内容
該当事項なし。() 当社の株券の貸借に関する事項についての割当予定先と当社の特別利害関係者等との間の取り決めの内容
該当事項なし。() その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし。又 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限
該当事項なし。ル 保有期間その他の当該新株予約権付社債券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容
該当事項なし。

ヲ 第三者割当の場合の特記事項

() 割当予定先の状況

a 割当予定先の概要	名称	Hana-Hisstory 1号新技術投資組合	
	所在地	ソウル特別市江南区テヘラン路509 8 F (三成洞 NC TOWER)	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし。	
	出資額	金140億ウォン	
	組成目的	有価証券の取得等	
	主たる出資者及びその出資比率	開示の同意が得られていないため記載していない。	
業務執行組合員等に関する事項	名称	HISSTORY INVESTMENT MANAGEMENT	
	本店の所在地	大韓民国 ソウル特別市永登浦区汝矣島洞2街37 S-Trenue Tower1004	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし。	
	代表者の役職・氏名	CEO Park Jihoon	
	資本金	23億3783万7500ウォン	
	事業の内容	投資事業	
	主たる出資者及びその出資比率	開示の同意が得られていないため記載していない。	
b 当社と割当予定先との関係	当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項なし。
		人事関係	該当事項なし。
		資金関係	該当事項なし。
		技術関係及び取引関係	該当事項なし。
	当社と業務執行組合員との関係	出資関係	該当事項なし。
		人事関係	該当事項なし。
		資金関係	該当事項なし。
		技術関係及び取引関係	該当事項なし。

() 割当予定先の選定理由

2018年4月の当社上場後、証券会社数社から新株予約権付社債発行による資金調達の提案を受けた中、割当予定先の提案は具体的かつ将来の複数回の発行も見据えたものであり、当社の長期的な資金調達にとって望ましいものと考え、今回の割当予定先を選択した。

() 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権付社債に付された本新株予約権が当初の転換価額で全て行使された場合に発行される株式の総数は、2,121,855株であり、上記口() (3)エに従って転換価額が下限(当初の転換価額の70%)まで下方修正された場合には、3,030,959株である。

() 株券等の保有方針

当社は割当予定先の保有方針を確認していない。

() 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、更に割当予定先に対する各出資者の財務諸表を確認するなどし、払込期日までに本新株予約権付社債を引き付けるのに十分な資金を確保できるものと判断している。

() 割当予定先の実態

引受人と当社が締結する引受契約において、割当予定先から割当予定先及びその無限責任組員は反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力との間に何らの資金上・経営上その他の関係はないことに関する表明保証を受けるとともに、独自に企業調査専門の第三者機関であるセキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂2-16-6、代表取締役羽田寿次)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領し同報告書により、無限責任組員が反社会的勢力に該当しないことを確認している。また、割当予定先から、その有限責任組員が反社会的勢力に該当しないことを口頭で確認している。

() 株券等の譲渡制限

引受人は、引き受けた本新株予約権付社債を社債償還期日の前に発行会社の同意なしに第三者に譲渡、担保提供その他の処分(以下「転売」という。)することができる。ただし、発行後1年以内には50人以上の者に転売してはならない。

() 発行条件に関する事項

当社は、本新株予約権付社債の発行価額の算定に際して公正を期するため、当社から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権付社債の価値の算定を依頼し、同社から2021年6月14日付「株式会社JTC第1回公募転換社債型新株予約権付社債評価報告書」を取得している。価値算定書の作成にあたっては、本新株予約権付社債の価値に影響を与える諸条件を考慮の上一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションが用いられている。

本新株予約権付社債の発行の条件は、当社と利害関係を有しない割当先との真摯な交渉の結果、前記価値算定書の価値算定結果その他の内容、当社の置かれた事業環境ならびに財政状況を総合的に勘案の上なされており、当社は、発行条件等は合理的であり、特に有利なものではないと判断した。

() 大規模な第三者割当に関する事項

該当事項なし。

() 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
具 哲謨	福岡県糟屋郡志免町	20,867	59.61	20,867	56.20
Hana-Hisstory 1号新技術投資組合	ソウル特別市江南区テヘラン路 509 8 F (三成洞 NC TOWER)			2,121	5.72
株式会社KU	福岡県糟屋郡志免町別府西3丁目 13番7-714号	1,440	4.11	1,440	3.88
ワールド投資株式会社	福岡県大野城市乙金2丁目16番 28号	178	0.51	178	0.48
Lee Myoun Jae	Jeonju-si, Jeollabuk-do, Republic of Korea	161	0.46	161	0.44
Kang Chang Gyoon	Haeundae-gu, Busan, Republic of Korea	156	0.45	156	0.42
Jang Hyun young	Haeundae-gu, Busan, Republic of Korea	151	0.43	151	0.41
具 光謨	Gwangjin-gu, Seoul, Republic of Korea	136	0.39	136	0.37
日王株式会社	大阪府泉佐野市高松東1丁目10 番37号	121	0.35	121	0.33
Ku Myoung Wan	Pocheon-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	120	0.34	120	0.32
計		23,332	66.65	25,454	68.56

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は2021年2月28日現在の情報を記載している。

2 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出している。

- 3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年2月28日時点の総議決権数(35,005,517個)に、本新株予約権が当初の転換価額で全て行使された場合に発行される当社普通株式に係る議決権数(2,121,855個)を加えた数で除して算出している。

(xi) 大規模な第三者割当の必要性

該当事項なし。

(x) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項なし。

(x) その他参考になる事項

該当事項なし。

ワ 2021年6月15日現在の発行済株式の総数及び資本金の額

発行済株式の総数 35,005,517株

資本金の額 4,854百万円

安定操作に関する事項

該当事項なし。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 2020年3月1日 至 2021年2月28日	2021年5月28日 福岡財務支局長に提出
半期報告書	事業年度 (第28期中)	自 2021年3月1日 至 2021年8月31日	2021年11月30日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社 J T C

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀨村 正治 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T C の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T C 及び連結子会社の2021年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及

び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社 J T C

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱村 正治 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T C の2020年3月1日から2021年2月28日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T C の2021年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及

び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月30日

株式会社 J T C

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂 岳大 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱村 正治 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T C の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J T C 及び連結子会社の2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間においても前連結会計年度に引き続き重要な営業損失及び経常損失を計上していること並びに転換社債型新株予約権付社債に一括償還の可能性がことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月30日

株式会社 J T C

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上坂 岳大 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 濱村 正治 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T C の2021年3月1日から2022年2月28日までの第28期事業年度の中間会計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J T C の2021年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間においても前事業年度に引き続き重要な営業損失及び経常損失を計上していること並びに転換社債型新株予約権付社債に一括償還の可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されていない。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一

部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。